事　務　連　絡
平成２８年２月１０日

確定拠出年金（企業型）実施事業主　御中

厚生労働省年金局
企業年金国民年金基金課

日本年金機構への不正アクセスにより変更した基礎年金番号の
取扱いについて

平素は企業年金の運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日本年金機構（以下「機構」という。）への不正アクセス事案において、機構は流出した基礎年金番号等が悪用されることのないよう変更処理を行い、変更後の基礎年金番号を記載した年金手帳を被保険者等に送付したところです。

企業型年金においては、加入者原簿に基礎年金番号等を記録し、これによって厚生年金保険の受給権者に関する情報の収集やポータビリティ等が行われているところですが、これは加入者、企業年金等、公的年金の三者が同じ番号を利用することによって可能となるものであり、企業型年金の加入者原簿についても適正に番号を記録しておく必要があります。

つきましては、企業型年金においては、下記のとおり取り扱うことといたしましたのでよろしくお願いします。

記

１．加入者の基礎年金番号の変更

日本年金機構より平成２７年１０月下旬に事業主宛てに、「日本年金機構における不正アクセスによる情報流出事案に伴う基礎年金番号の変更について」が送付されたところです。

事業主においては、このお知らせを活用して、加入者に係る変更後の基礎年金番号を記録関連運営管理機関に通知し変更していただきますようお願いいたします。

なお、当該事案対象者がいない事業主にはお知らせが送られていないので対応は不要であることに留意願います。

２．加入者であった者の基礎年金番号の変更

（１）ポータビリティ時の確認、変更

企業型年金の加入者であった者については、前記１のお知らせの対象とされていないことから、他の企業型年金又は個人型年金へ資産移管（ポータビリティ）の申出がなされたときに基礎年金番号を確認し変更を行うものとします。

加入者であった者からポータビリティの申出を受けた移管先記録関連運営管理機関は、申出のあった基礎年金番号と移管元記録関連運営管理機関が管理する加入者原簿の基礎年金番号が不一致である場合は、その理由等について調査し情報流出が原因であるときは、加入者であった者から届出をさせることに代えて、当課に照会を行い変更前、変更後の基礎年金番号の情報提供を受けることを可能とします。

この場合の手続きについては、別途、記録関連運営管理機関に連絡するものとします。

（２）加入者であった者への届出の周知

加入者であった者に対し、ポータビリティの申出があったときに基礎年金番号の確認、変更を行うことを記録関連運営管理機関のホームページ等により周知を図っていただくようお願いいたします。

また、加入者原簿の適正な管理を行うため、上記（１）に関わらず、変更後の基礎年金番号を事業主又は記録関連運営管理機関に届出を行っていただくことも可能であることを併せて周知いただくようお願いいたします。

３．その他

（１）企業型年金全体の情報提供

企業型年金においては、前記１及び２により取り扱うこととしたところですが、企業型年金全体について機構から変更した基礎年金番号の提供を受けることも可能とします。

ただし、この場合には、機構の被保険者記録上、加入している企業型年金の名称を管理していないことから、企業型年金で管理している加入者等の基礎年金番号等を機構に情報提供していただく必要があります。

機構からの情報提供を希望する事業主は、運営管理機関を通じて、再委託先の記録関連運営管理機関でとりまとめの上、当課へ平成 28 年 2 月 29 日までに申出してください。

（２）照会先

この件に関する照会については、以下の電話番号及びメールアドレス宛てに

ご連絡いただきますようお願いいたします。

（電話番号）０３－５２５３－１１１１（内線３３６９）

（E-mail）　k-nenban@mhlw.go.jp

※メールに記載する事項

・規約承認番号、代表事業主名、照会元実施事業主名

・所属部署、担当者名、連絡先電話番号、メールアドレス、照会事項等